An aerial photograph of a university campus. A wide, paved walkway runs diagonally from the top right towards the bottom left. The walkway is flanked by lush green trees on the right and trees with vibrant autumn foliage in shades of yellow, orange, and red on the left. Numerous students are seen walking along the path. In the background, modern university buildings are visible. A large, semi-transparent white circle is overlaid in the center of the image, containing the text "Life Style Book" in a white, serif font.

# Life Style Book



wakayama  
univ.

## はじめに

和歌山大学で働く皆さんに制度を周知し、個々に活用してもらうことが、

男女共同参画の基本方針を進めていくうえで重要と考え、

このパンフレットを制作しました。

# 目次

## 常勤職員(短時間特任職員を含む)

●利用できる制度一覧(結婚・妊娠・出産・育児・介護) . . . . .	2
●制度・手続き一覧 . . . . .	4
●制度に関する説明(結婚) . . . . .	6
●制度に関する説明(妊娠・出産) . . . . .	8
●制度に関する説明(育児期) . . . . .	12
●制度に関する説明(介護) . . . . .	18

## 非常勤職員(定時臨時職員を含む)

●利用できる制度一覧(結婚・妊娠・出産・育児・介護) . . . . .	22
●制度・手続き一覧 . . . . .	24
●制度に関する説明(結婚) . . . . .	26
●制度に関する説明(妊娠・出産) . . . . .	27
●制度に関する説明(育児期) . . . . .	30
●制度に関する説明(介護) . . . . .	35

利用できる制度一覧

◆…男性のみ ◆…女性のみ

	結 婚	妊 娠・出 産		育 児			介 護
	妊 娠	6週間	出 産	8週間	1 歳	3 歳	小学校就学
勤務の制限 勤務時間変更等		◆母性保護(健康保護・業務軽減等)		◆妊産婦の就業制限			
				育児の為の就業制限			
				早出遅出勤務			
							介護の為の就業制限
							早出遅出勤務
勤務の免除 特別休暇(有給)	結婚休暇 記載事項変更届 改姓・改籍届	◆妊娠中の通勤緩和・休息		◆妊産婦の保健指導・健康検査			
		◆産前休暇 ◆産後休暇		◆配偶者 出産付添休暇			
				◆育児参加休暇			
				保 育 休 暇			
				子の看護休暇			
							介護休暇
休業及び短時間勤務 (無給/勤務時間に 応じて支給)				◆◆育児休業			
				育児短時間勤務			
				育 児 時 間			
							介護休業
							介護休業による短時間勤務
経済的支援等		出産費・家族出産費(共済組合)		出産育児一時金(協会けんぽ)			
				◆育児休業給付金 ◆◆(雇用保険)			
				◆共済掛金又は ◆◆社会保険料免除			
				↓場合によっては支給			
							↓支給要件あり 介護休業給付金(雇用保険)



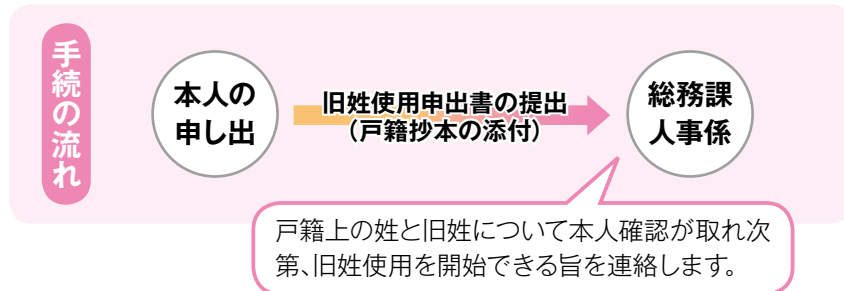
# 制度・手続き一覧

※提出書類については、Garoon > 手続ガイドをご参照ください。

制 度		取得可能期間	対 象		有給・無給	提出書類※	規 則
			女性	男性			
結婚	結婚休暇	前5日～後1か月	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(5)
妊娠	母性保護(健康保護・業務軽減等)	妊娠中～産後1年	○		—	—	教職員就業規則 第32条
	妊産婦の就業制限	妊娠中～産後1年	○		—	(必要に応じて)証明書類	教職員勤務時間及び休暇等規程 第7条2項
	妊娠中の通勤緩和・休息	妊娠中	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第5条(3)(4)
	妊産婦の保健指導・健康診査	妊娠中～産後1年	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第5条(2)
	産前休暇	6週間(和歌山県教育委員会との人事交流により採用された附属学校教員にあつては8週間、多胎妊娠の場合は14週間)以内	○		有給	特別休暇簿 (必要に応じて)証明書類	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(6)
	産後休暇	出産の翌日から8週を経過する日まで	○		有給	特別休暇簿 (必要に応じて)証明書類	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(7)
	配偶者出産付添休暇	配偶者の入院～産後2週間(2日以内)		○	有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(9)
	育児参加休暇	配偶者の産前・産後休暇の期間(5日以内)		○	有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(17)
育児	育児の為の就業制限	小学校就学まで	○		—	—	教職員勤務時間及び休暇等規程 第7条2項3項5項
	早出遅出勤務	小学校就学まで	○		—	早出遅出勤務請求書 (必要に応じて)証明書類	教職員勤務時間及び休暇等規程 第7条の2 教職員勤務時間及び休暇等細則 第2条の2
	保育休暇	1歳の誕生日の前日まで	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(8)
	育児短時間勤務	小学校就学まで	○		給与から減額(勤務時間に応じて支給)	育児短時間勤務請求書	教職員育児休業等細則 第3章
	育児休業	3歳の誕生日の前日まで	○		無給	育児休業請求書 (必要に応じて)証明書類	教職員育児休業等細則 第2章
	育児時間	小学校就学まで	○		給与から減額(勤務時間に応じて支給)	育児時間請求書	教職員育児休業等細則 第4章
	子の看護休暇	小学校就学まで	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(10)
介護	介護の為の就業制限	承認された期間	○		—	—	教職員勤務時間及び休暇等規程 第7条5項
	早出遅出勤務	承認された期間	○		—	早出遅出勤務請求書 (必要に応じて)証明書類	教職員勤務時間及び休暇等規程 第7条の2 教職員勤務時間及び休暇等細則 第2条の2
	介護休暇	相当であると認められる期間	○		有給	特別休暇簿	教職員勤務時間及び休暇等細則 第8条(10)
	介護休業	ひとつの要介護状態ごとに、連続する6か月の範囲内で必要とする期間	○		無給	介護休業承認請求書 (必要に応じて)証明書類	教職員介護休業細則 第5条
	介護休業による短時間勤務	ひとつの要介護状態ごとに、連続する6か月の範囲内で必要とする期間	○		給与から減額(勤務時間に応じて支給)	介護休業承認請求書 (必要に応じて)証明書類	教職員介護休業細則 第5条

## ■ 結 婚

- **記載事項変更届** (共済組合：服務・福祉係)
- **改姓・改籍届** (戸籍謄本等を添付：人事係) を提出してください。  
※旧姓を使用することもできます



旧姓使用ができるもの	旧姓使用ができないもの
人事異動通知書 個人調書 出勤簿・休暇簿・身分証明書 旅行命令・起案文書 職場での呼称・電話番号表・ 座席表 通勤届・扶養親族届・住居届 等	給与明細 税金関係(源泉徴収票・扶養控除 申告書 等) 共済事業関係(組合員証・被扶養 者申告・各種給付金請求 等) 財形貯蓄関係 保険関係(雇用保険・社会保険 等)



【問合せ先】 総務課人事係／服務・福祉係

## ■特別休暇

結婚の日から前5日～後1月の範囲内で連続する5日(休日を含む暦日)で取得可能です。

### Q 婚姻届を出してない場合でも認められますか？

A 事実上の婚姻関係(内縁)に入る場合でも、式、旅行その他行事等が行われるのであれば、認められます。

### Q 結婚式・新婚旅行以外でも認められますか？

A 「結婚に伴い必要と認められる行事等」であり、結婚式・新婚旅行の準備、婚姻の届け出、新居の準備、仲人へのあいさつ等結婚すれば社会通念上必要と認められる行事等の場合は認められます。

### Q 結婚式の日と婚姻届の日が異なる場合、「結婚の日」はいつになりますか？

A 「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、一般的には結婚式の日がこれにあたります。しかし、婚姻届を出して、事実上も結婚生活に入った後で結婚式を行う場合は、婚姻届の日が「結婚の日」に該当します。

### Q 採用前に結婚した場合、休暇は取得できますか？

A 職員となった時期にかかわらず、「結婚に伴い必要と認められる行事等」が実施されるのであれば承認されます。

※結婚手当金(共済組合員対象)の支給は、平成26年4月から廃止されます。

## ■ 妊娠・出産

### 妊娠期

#### ■ 母性保護

○妊産婦は、妊娠～産後1年は、危険あるいは有害な業務に就くことを制限されます。

○妊産婦は、業務の軽減又は他の軽易な作業に就くことを請求できます。

#### ■ 妊産婦の就業制限

妊産婦が申し出た場合、深夜業・時間外労働が免除されます。

✓深夜業／午後10時から午前5時までの間における勤務

✓時間外労働／1日7時間45分、週38時間45分を超える勤務

#### ■ 妊娠中の通勤緩和・休息

母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合勤務が免除されます。

通勤緩和／通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合（勤務時間の前後1時間以内）

休息／業務中、適宜休息し、又は補食するために必要な時間

#### ■ 妊産婦の保健指導・健康診査

妊産婦は母子保健法の規定に基づく妊産婦検診を受けるために必要な時間、勤務が免除されます。



#### 産後(1年以内)

医師等の指示による必要な時間



### [母性健康管理指導事項カード]

妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、何等かの措置が必要であると医師から指導を受けた時、医師からの指導事項を伝えるためのカードです。

このカードを提出すると、記載内容に応じた適切な措置を受けることができます。(詳しくは厚生労働省のHPでご確認ください。ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されています。)

## 出産期

### ■産前休暇

6週間(和歌山県教育委員会との人事交流により採用された附属学校教員にあっては8週間、多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性教職員が申し出た場合、出産の日までの期間を取得できます。

※出産の日は、産前休暇に含まれます。

#### Q 産前・産後休暇に承認制がとられていないのは何故ですか？

- A 産前については、出産する予定である教職員の申し出、産後については、出産という事実があれば休暇が成立するということであり、所属長により何らかの判断を加える余地はありません。  
(従って、休暇簿の承認・不承認のチェックも必要ありません。)

### ■産後休暇

出産の翌日から8週間を経過する日までの期間。(産後休暇について、6週間は強制的な休暇ですが、それ以降に女性職員が就業の申し出をし、医師が許可した場合を除きます。)

#### Q 流産した場合も、産後の特別休暇は認められますか？

- A 「出産」とは、「妊娠満12週以後の分べんをいうもの」とされているので、満12週以後であれば認められます。

## ■配偶者出産付添休暇

教職員が配偶者（事実婚含む）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合、配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間



**Q** 「配偶者の出産に伴い勤務しないことが認められる場合」とは具体的にどのような場合ですか？

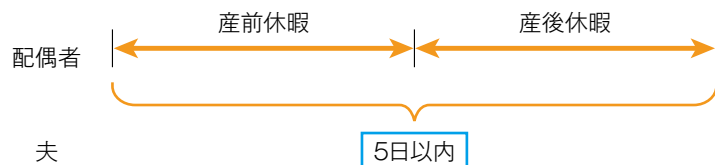
**A** 配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のためなどです。

**Q** 時間単位でも取得できますか？

**A** 「配偶者出産付添休暇」は特別休暇に当たりますので、必要に応じて1日、1時間単位で取得できます。

## ■育児参加休暇

教職員の配偶者の産前・産後休暇の期間で、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する教職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合、当該期間内における5日の範囲内の期間



【問合せ先】 総務課総務係

## ■ 経済的支援

### ■ 出産費・家族出産費（共済組合から）

共済組合員又はその被扶養者が出産した時は、次の出産費等が支給されます。

組合員・被扶養者	出産費・家族出産費
産科医療補償制度加入機関※での出産	42万円
上記以外の医療機関等での出産	39万円

- ① 妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産等の異常分娩や人工妊娠中絶に対しても、支給されます。
- ② 多生児を出産した時は、胎児数分の額が支給されます。

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、産科医療補償制度に係る保険料相当の3万円が支給額に含まれます。

【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

※協会けんぽ加入者の場合は、出産育児一時金として、同様の金額が支給されます。

【問合せ先】 総務課人事係



## ■ 育児期

### ■ 育児の為の就業制限

教職員が申し出た場合、時間外労働・所定外労働・深夜業が免除されます。

✓時間外労働／①午後 10 時から午前 5 時まで

② 1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分を超える勤務  
(産後 1 年を経過しない教職員)

✓所定外労働／所定の勤務時間以外の時間又は休日の勤務

(3 歳未満の子の養育を行う場合)

✓深夜業／午後 10 時から午前 5 時までの間における勤務

(小学校就学前の子の養育を行う場合)

### ■ 早出遅出勤務

小学校就学前の子の養育等のために教職員が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、教職員の始業及び終業の時刻をそれぞれ午前 7 時以降及び午後 10 時以前に設定することができます。

#### [手続き]

早出遅出勤務をしようとする期間の開始予定日及び終了予定日を明らかにして、早出遅出勤務請求書により申し出をします。

### ■ 保育休暇

生後 1 年に達しない子を育てる教職員が、その子への授乳や託児所への送り迎え等を行う場合

◎単位／1 日 2 回それぞれ 30 分単位

(2 回分を連続させて 1 時間とすることもできます。)

◎ 夫婦共働きである場合、同時に保育休暇を請求することはできますか？

Ⓐ 男性職員が保育休暇を請求する場合、配偶者が同様の休暇（保育休暇・育児休業・育児短時間勤務・育児時間など）を取得している場合には調整され、1日2回それぞれ30分（計1時間）から配偶者が取得する時間を差し引いた時間を超えない範囲で請求できます。

◎ 保育休暇に年次休暇を組み合わせることで請求できますか？

Ⓐ 保育休暇は原則として、その前後に勤務することを前提として認められるものであることから、組み合わせでの請求はできません。

## ■子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する教職員が、その子の看護の為勤務しないことが相当と認められる場合、1年度（4月1日～翌年3月31日）のうち以下の範囲内で休暇を取得できます。

○対象が1人の場合／5日

○対象が2人以上の場合／10日

◎ 子の看護休暇において、「子の看護の為勤務しないことが相当と認められる場合」とは具体的にどのような場合ですか？

Ⓐ 負傷又は病気にかかったその子の世話、予防接種又は健康診断を受けさせる場合などです。

【問合せ先】 総務課総務係

## ■育児休業

満3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を請求することができます。

注）育児休業をする教職員の職務代行の為に、期間を定めて臨時に雇用された教職員は請求することができません。

### [手続き]

育児休業開始予定日及び育児休業終了予定日を明らかにして、育児休



業開始予定日の前日から起算して1か月前の日までに、育児休業請求書により申し出をします。

**Q 育児休業の取得に制限はありますか？**

**A** 特段の事情がある場合を除き、当該子について1回限りです。ただし、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、育児休業をした父親（教職員）が、再度育児休業をする時は2回目の休業ができます。(P.17 参照)

## ■育児短時間勤務

小学校就学前の子の養育のため、以下のいずれかの勤務形態により、教職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます。

- ① 1日につき3時間55分勤務
- ② 1日につき4時間55分勤務
- ③ 週2日を休日とし、休日以外の日(3日)において1日につき7時間45分勤務すること。
- ④ 週2日を休日とし、休日以外の日(3日)のうち、2日については、1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務とすること。

※土曜日及び日曜日を休日とします。

注) 育児休業をする教職員の職務代行の為に、期間を定めて臨時に雇用された教職員は請求することができません。

### [手続き]

育児短時間勤務をしようとする期間(1か月以上1年以下の期間)の開始予定日及び終了予定日並びにその勤務形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、育児短時間勤務開始予定日の1か月前までに育児短時間勤務請求書により申し出をします。

## ■育児時間

小学校就学前の子の養育のため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。

注) 育児休業をする教職員の職務代行の為に、期間を定めて臨時に雇用された教職員で、勤続1年未満の者及び育児短時間勤務教職員は請求することができません。

### ◎単 位

所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位

### [手続き]

育児時間勤務を始めようとする日の前日から起算して1か月前の日までに育児時間請求書により申し出をします。

【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

#### ◎ 保育休暇と育児時間を組み合わせて取得できますか？

Ⓐ 育児時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて認められるため、出退勤時に両方を取得する場合は、  
出勤時：育児時間→保育休暇→勤務 の順、  
退勤時：勤務→保育休暇→育児時間 の順に取得できます。

#### ◎ 育児時間の前後に引き続いて年次休暇を取得できますか？

Ⓐ 育児時間は原則として、その前後に勤務することを前提として認められるものであることから、組み合わせての請求はできません。

## ■ 経済的支援

### ■ 育児休業給付金（雇用保険から）

#### 【支給対象者】

1歳未満の子（保育所に入所できないなど、特別な事情がある場合は1歳6か月）を養育するために育児休業をする一般被保険者で、育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある人に支給されます。

#### 【給付内容】

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）について、原則2か月ごとに2か月分まとめて支給されます。

**金額** 休業開始時賃金日額×支給日数×50%（当分の間）

※賃金月額には上限があります。

【問合せ先】 総務課服務・福祉係

#### Q 育児休業給付金は男性にも支給されますか？

#### A 男女どちらにも支給されます。

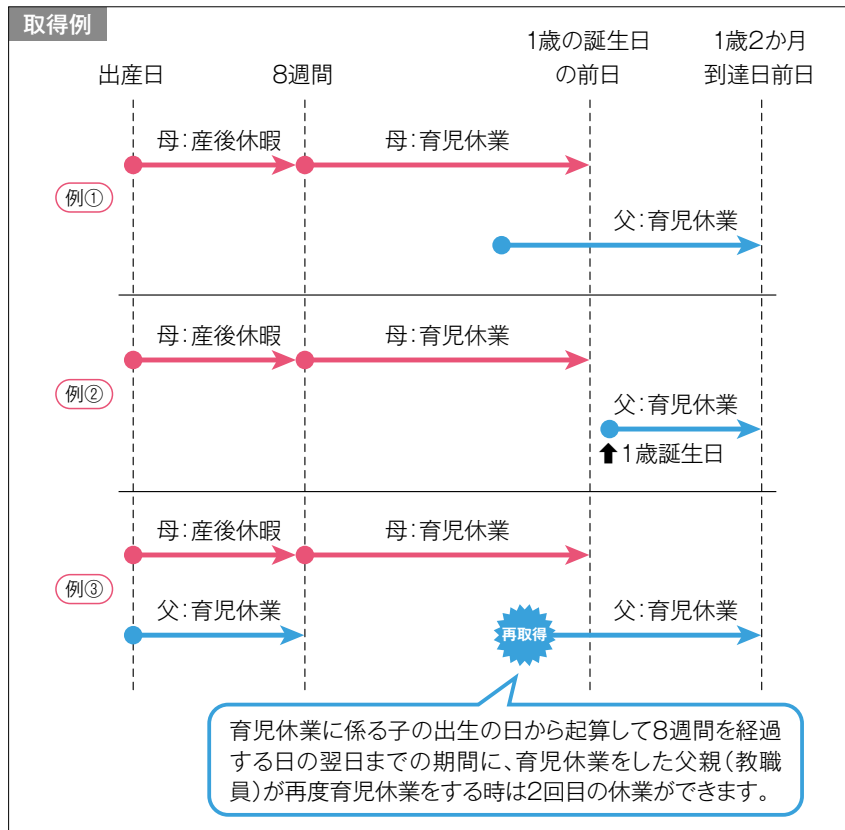
母：産後休暇後、育児休業開始日から支給

父：出産日当日から支給可能

■ 父母ともに育児休業をとる場合には、一定の条件を満たせば、子が1歳2か月に達する前日までの間に、育児休業給付金が支給されます。（母：出産日・産後休暇・育児休業合わせて1年が上限／父：最大1年）

【支給対象者】（①～③のすべての要件を満たす場合）

- ① 育児休業開始日が、子の1歳の誕生日以前であること。
- ② 育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日後であること。
- ③ 配偶者が、子が1歳になるまでに育児休業を取得していること。



## ■育児休業期間の共済掛金免除

共済組合員が育児休業の承認を受けた時、共済組合へ申し出ることにより、育児休業に係る子の3歳の誕生日が含まれる月の前月までの期間、共済掛金が免除されます。

- 「育児休業期間掛金免除申請書」を提出してください。

【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

※協会けんぽ加入者の場合は、社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金保険)が免除されます。

- 提出書類は特にありません。

【問合せ先】 総務課人事係

## ■ 介 護

### ■ 介護のための就業制限

要介護状態にある家族の介護を行う教職員が申し出た場合、深夜業が免除されます。

✓深夜業／午後 10 時から午前 5 時までの間における勤務

Q 「要介護状態にある家族」の対象者の範囲はどこまででしょうか？

①配偶者（事実婚含む） ②父母 ③子 ④配偶者の父母

A ⑤同居している祖父母・孫・及び兄弟姉妹

⑥教職員又は配偶者にとって事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）

父母の配偶者／配偶者の父母の配偶者／子の配偶者／配偶者の子

Q 要介護状態とはどのような状態でしょうか？

A 負傷、疾病、老齢又は心身上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活（食事、入力、着替え、排せつ等）を営むのに支障がある状態です。

### ■ 早出遅出勤務

要介護状態にある家族の介護を行う教職員が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、教職員の始業及び終業の時刻をそれぞれ午前 7 時以降及び午後 10 時以前に設定することができます。

[手続き]

早出遅出勤務をしようとする期間の開始予定日及び終了予定日を明らかにして、早出遅出勤務請求書により申し出をします。



## ■介護休暇

要介護者のある教職員が当該要介護者を介護するために勤務しないことが相当であると認められる場合、1年度（4月1日～翌年3月31日）のうち以下の範囲内で休暇を取得できます。

- 対象が1人の場合／5日
- 対象が2人以上の場合／10日

### Q 介護休暇は、どのような時に利用できますか？

- A 要介護者の身の回りの世話等の他に、介護のために必要な物品の購入や病院の付添い等の直接介護以外の家事援助等にも利用できます。

【問合せ先】総務課総務係

## ■介護休業

要介護状態にある家族を介護する場合に、介護休業を申し出ることができます。

### [対象者]

- ①配偶者（事実婚含む）
- ②父母
- ③子
- ④配偶者の父母
- ⑤同居している祖父母・孫・及び兄弟姉妹
- ⑥教職員又は配偶者にとって事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）

父母の配偶者／配偶者の父母の配偶者／子の配偶者／配偶者の子

### [期 間]

介護を必要とする対象者の継続する状態ごとに1回、連続する6か月の期間内において必要とする期間。

### [手続き]

介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前までの日に、1日を単位とし、介護休業承認申請書により申し出をします。

介護を必要とする対象者の継続する状態について初めて介護休業の申請を行う場合は、2週間以上の期間について一括して請求してください。

## ■介護休業による短時間勤務

要介護状態にある家族を介護するために、1日の勤務時間で1時間を単位とし、4時間を超えない範囲内で勤務しないことができます。

### [期間]

介護を必要とする対象者の継続する状態ごとに1回、連続する6か月の期間内において必要とする期間。

### [手続き]

介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前までの日に、介護休業承認申請書により申し出をします。

◎ **介護休業の取得可能期間は、介護休業と介護休業による短時間勤務をあわせた期間ですか？**

Ⓐ そうです。取得した分の時間を合算して日数にカウントするのではなく、1時間であっても取得すれば1日としてカウントします。



## ■ 経済的支援

### ■ 介護休業給付金（雇用保険から）

#### 【支給対象者】

要介護状態にある対象者を介護するために介護休業をする 65 歳未満の雇用保険の被保険者で、以下の条件を満たす人に支給されます。

- ✓ 介護休業開始前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上ある人
- ✓ 介護休業開始日から起算して 1 か月ごとに区切った場合の各期間（支給単位期間）に就業日が 10 日以下であること
- ✓ 介護休業期間中の賃金が休業開始日の賃金と比べて 80% 未満に低下した人

#### 【給付内容】

各支給単位期間について、原則介護休業終了後まとめて支給されます。

#### 金額

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%

※賃金月額には上限があります。

#### 【支給対象期間】

支給対象となる対象者の同一要介護状態につき、1 回の介護休業期間（最長 3 か月）について支給されます。



【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

利用できる制度一覧

◆…男性のみ ◆…女性のみ

	結 婚	妊 娠・出 産		育 児			介 護	
	妊 娠	6週間	出 産	8週間	1 歳	3 歳		小学校就学
勤務の制限 勤務時間変更等		◆母性保護(健康保護・業務軽減等)						介護の為の就業制限 早出遅出勤務
勤務の免除(有給)		◆妊娠中の休息						
無給の休暇	改姓・改籍届	◆妊娠中の通勤緩和						
		◆妊産婦の保健指導・健康検査						
			◆産前休暇	◆産後休暇				
				保 育 休 暇				
				子の看護休暇				
							介 護 休 暇	
休業及び短時間勤務 (無給/勤務時間に 応じて支給)				育児休業◆◆		↑場合によっては延長		介 護 休 業 介護休業による短時間勤務
経済的支援等			◆出産手当金(健康保険)					
				◆社会保険料免除◆◆				
				出産育児一時金(健康保険)				
						↑場合によっては免除		
				◆育児休業給付金◆◆(雇用保険)				
						↓場合によっては支給		↓支給要件あり 介護休業給付金(雇用保険)



## 制度・手続き一覧

※提出書類については、Garoon > 手続ガイドをご参照ください。

制 度		取得可能期間	対 象		有給・無給	提出書類※	規 則
			女性	男性			
妊娠	母性保護(健康保護・業務軽減等)	妊娠中～産後1年	○		—	—	臨時職員就業規則 第26条
	妊娠中の休息	妊娠中	○		有給	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第8条(3)
	妊娠中の通勤緩和	妊娠中	○		無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(2)
	妊産婦の保健指導・健康診査	妊娠中～産後1年	○		無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(1)
	産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	○		無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(3)
	産後休暇	出産の翌日から8週を経過する日まで	○		無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(4)
* 育児	保育休暇	1歳の誕生日の前日まで		○	無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(5)
	子の介護休暇	小学校就学まで		○	無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(10)
	育児休業	1歳の誕生日の前日まで (場合によっては1歳6か月に達するまで)		○	無給	育児休業請求書 (必要に応じて)証明書類	臨時職員育児休業等細則 第2章
介護	介護休暇	相当であると認められる期間		○	無給*	特別休暇簿	臨時職員勤務時間及び休暇等規程 第16条(10)
	介護休業	ひとつの要介護状態ごとに、連続する93日の 範囲内で必要とする期間		○	無給	介護休業承認請求書 (必要に応じて)証明書類	臨時職員介護休業細則

\* 1日の勤務時間が6時間15分を超える非常勤職員については、育児時間の取得が可能です。

※臨時職員勤務時間及び休暇等規程第16条に係る無給の休暇については、同規程第13条第2項に規定する積み立てた日数(積立休暇)に残日数がある場合は、その日数の範囲内で有給とすることができます。

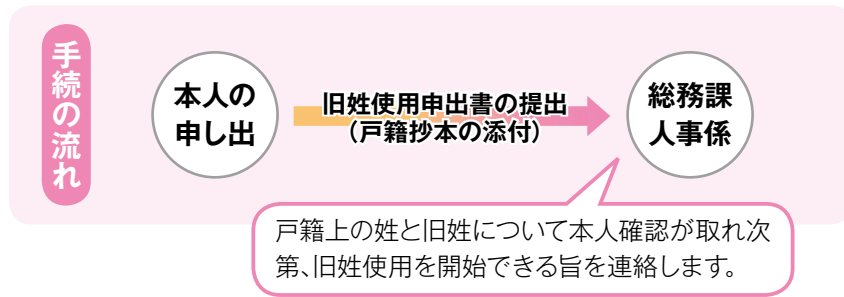
育児	育児時間	3歳の誕生日の前日まで		○	給与から減額	育児時間請求書	臨時職員育児休業細則 第3章
----	------	-------------	--	---	--------	---------	----------------





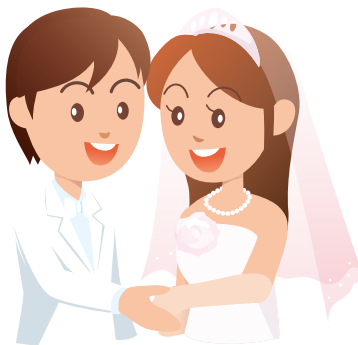
## ■ 結 婚

- **改姓・改籍届** (戸籍謄本等を添付) を提出してください。  
※旧姓を使用することもできます



旧姓使用ができるもの	旧姓使用ができないもの
人事異動通知書 個人調書 出勤簿・休暇簿・身分証明書 旅行命令・起案文書 職場での呼称・電話番号表・ 座席表 通勤届・扶養親族届・住居届 等	給与明細 税金関係(源泉徴収票・扶養控除 申告書 等) 保険関係(雇用保険・社会保険 等)

【問合せ先】 総務課人事係



## ■ 妊娠・出産

### 妊娠期

#### ■ 母性保護

○妊産婦は、妊娠～産後1年は、危険あるいは有害な業務に就くことを制限されます。

○妊産婦は、業務の軽減又は他の軽易な作業に就くことを請求できます。

#### ■ 妊産婦の就業制限

通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、所定の勤務時間の始め又は終わりの1時間以内について休暇を取得できます。

#### ■ 妊産婦中の休息

母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合勤務が免除されます。

休 息／業務中、適宜休息し、又は捕食するために必要な時間

#### ■ 妊産婦の保健指導・健康診査

妊産婦は母子保健法の規定に基づく妊産婦検診を受けるために必要な時間、休暇を取得できます。



#### 産後(1年以内)

医師等の指示による必要な時間

### [母性健康管理指導事項カード]

妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、何等かの措置が必要であると医師から指導を受けた時、医師からの指導事項を伝えるためのカードです。

このカードを提出すると、記載内容に応じた適切な措置を受けることができます。(詳しくは厚生労働省のHPでご確認ください。ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されています。)

## 出産期

### ■産前休暇

6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性教職員が申し出た場合、出産の日までの期間取得できます。

※出産の日は、産前休暇に含まれます。

#### Q 産前・産後休暇に承認制がとられていないのは何故ですか？

- A 産前については、出産する予定である教職員の申し出、産後については、出産という事実があれば休暇が成立するということであり、所属長により何らかの判断を加える余地はありません。  
(従って、休暇簿の承認・不承認のチェックも必要ありません。)

### ■産後休暇

出産の翌日から8週間を経過する日までの期間。(産後休暇について、6週間は強制的な休暇ですが、それ以降に女性職員が就業の申し出をし、医師が許可した場合を除きます。)

#### Q 流産した場合も、産後の特別休暇は認められますか？

- A 「出産」とは、「妊娠満12週以後の分べんをいうもの」とされているので、満12週以後であれば認められます。

## ■ 経済的支援

### ■ 出産育児一時金（健康保険から）

被保険者及びその被扶養者が出産した時は、次の出産費などが支給されます。

組合員・被扶養者	出産費・家族出産費
産科医療補償制度加入機関※での出産	42万円
上記以外の医療機関等での出産	39万円

① 妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産などの異常分娩や人工妊娠中絶に対しても、支給されます。

② 多生児を出産した時は、胎児数分の額が支給されます。

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、産科医療補償制度に係る保険料相当の3万円が支給額に含まれます。

### ■ 出産手当金（健康保険から）

被保険者が出産のため休暇を取得し、無給となった場合、出産手当金が支給されます。

#### ○支給期間

出産の日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日までの範囲内で、休暇を取得し、無給となった期間について支給されます。

支給額

1日につき標準報酬の日額×2/3

### ■ 産休期間中の社会保険料免除

平成26年4月1日より産前・産後休暇期間中の社会保険料（厚生年金・介護保険・健康保険）が免除されます。

【問合せ先】 総務課人事係

## ■ 育児期

### ■ 保育休暇

生後1年に達しない子を育てる教職員が、その子への授乳や託児所への送迎え等を行う場合

◎単位／1日2回それぞれ30分単位

(2回分を連続させて1時間とすることもできます。)

◎ 夫婦共働きである場合、同時に保育休暇を請求することはできますか？

Ⓐ 男性職員が保育休暇を請求する場合、配偶者が同様の休暇（保育休暇・育児休業・育児短時間勤務・育児時間など）を取得している場合には調整され、1日2回それぞれ30分（計1時間）から配偶者が取得する時間を差し引いた時間を超えない範囲で請求できます。

◎ 保育休暇に年次休暇を組み合わせて請求できますか？

Ⓐ 保育休暇は原則として、その前後に勤務することを前提として認められるものであることから、組み合わせての請求はできません。

### ■ 子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する教職員が、その子の看護の為勤務しないことが相当と認められる場合、1年度（4月1日～翌年3月31日）のうち以下の範囲内で休暇を取得できます。

○対象が1人の場合／5日

○対象が2人以上の場合／10日

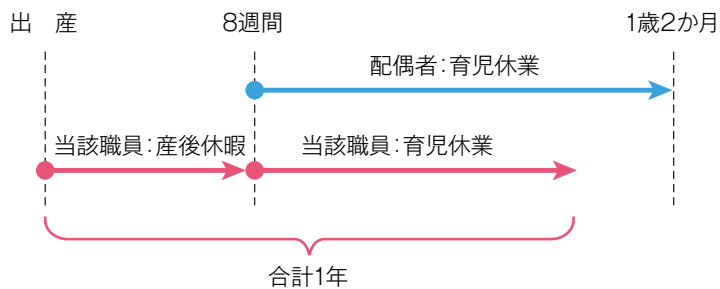
◎ 子の看護休暇において、「子の看護の為勤務しないことが相当と認められる場合」とは具体的にどのような場合ですか？

Ⓐ 負傷又は病気にかかったその子の世話、予防接種又は健康診断を受けさせる場合などです。

## ■育児休業

満1歳に満たない子を養育するため、子が1歳に達する日まで（誕生日の前日）育児休業を請求することができます。

ただし、配偶者が同じ日又は先に育児休業をしている場合は、当該子が1歳2か月に達する日までの間で、産後休暇と育児休業期間との合計が1年を限度として育児休業をすることができます。



1歳～1歳6か月に達する子を養育するものは、以下に該当する場場合に限り、当該子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができます。

- ✓臨時職員又は配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合
- ✓保育所入所を希望しているが、入所できない場合
- 又は、1歳以降子を養育する予定であった配偶者が死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難になった場合

### [手続き]

育児休業開始予定日及び育児休業終了予定日を明らかにして、育児休業開始予定日の前日から起算して1か月前の日までに、育児休業請求書により申し出をします。

■**育児時間**（※1日の勤務時間が6時間15分を超える非常勤職員についてのみ、育児時間の取得が可能です。）

満3歳に満たない子の養育のため、請求により当該子の3歳の誕生日の前日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。

◎単 位

所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて所定勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で、30分単位

[手続き]

育児時間勤務を始めようとする日の前日から起算して1か月前の日までに育児時間請求書により申し出をします。

※以下に該当する臨時職員は育児休業及び育児時間を取得することができません。

- ✓育児休業をする臨時職員の職務代行の為に、期間を定めて臨時に雇用された者
- ✓継続勤務期間が1年未満の者
- ✓請求の日から1年（1年6か月に達するまで育児休業をする場合にあっては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- ✓所定勤務日数が2日以下の者

【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

◎ **育児休業の取得に制限はありますか？**

- Ⓐ 特段の事情がある場合を除き、当該子について1回限りです。ただし、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、育児休業をした父親（教職員）が、再度育児休業をする時は2回目の休業ができます。（P34 参照）





## ■ 経済的支援

### ■ 育児休業給付金（雇用保険から）

#### [支給対象者]

1歳未満の子（保育所に入所できないなど、特別な事情がある場合は1歳6か月）を養育するために育児休業をする一般被保険者で、育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある人に、原則2か月ごとに2か月分まとめて支給されます。

#### [給付内容]

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）について、原則2か月ごとに2か月分まとめて支給されます。

**金額** 休業開始時賃金日額×支給日数×50%（当分の間）

※賃金月額には上限があります。

【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

#### Q 育児休業給付金は男性にも支給されますか？

A 男女どちらにも支給されます。

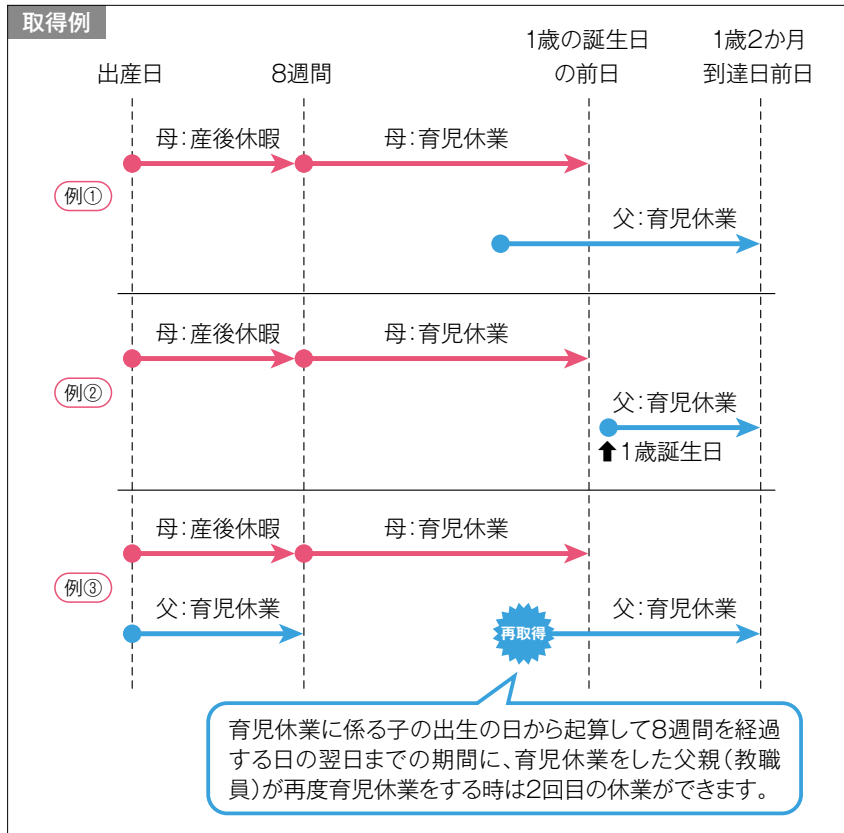
母：産後休暇後、育児休業開始日から支給

父：出産日当日から支給可能

■ 父母ともに育児休業をとる場合には、一定の条件を満たせば、子が1歳2か月に達する前日までの間に、育児休業給付金が支給されません。（母：出産日・産後休暇・育児休業合わせて1年が上限／父：最大1年）

[支給対象者]（①～③のすべての要件を満たす場合）

- ① 育児休業開始日が、子の1歳の誕生日以前であること。
- ② 育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日後であること。
- ③ 配偶者が、子が1歳になるまでに育児休業を取得していること。



## ■社会保険料の免除

社会保険の被保険者が育児休業の承認を受けた時、当該子の3歳の誕生日が含まれる月の前月までの期間、社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金保険)が免除されます。

- 提出書類はありません。

【問合せ先】 総務課人事係

## ■ 介 護

### ■ 介護休暇

要介護者のある教職員が当該要介護者を介護するために勤務しないことが相当であると認められる場合、1年度（4月1日～翌年3月31日）のうち以下の範囲内で休暇を取得できます。

- 対象が1人の場合／5日
- 対象が2人以上の場合／10日

#### ◎ 「要介護状態にある家族」の対象者の範囲はどこまででしょうか？

- A** ①配偶者（事実婚含む）②父母 ③子 ④配偶者の父母  
 ⑤同居している祖父母・孫・及び兄弟姉妹  
 ⑥教職員又は配偶者にとって事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）

父母の配偶者／配偶者の父母の配偶者／子の配偶者／配偶者の子

#### ◎ 要介護状態とはどのような状態でしょうか？

- A** 負傷、疾病、老齢又は心身上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活（食事、入力、着替え、排せつ等）を営むのに支障がある状態です。

#### ◎ 介護休暇は、どのような時に利用できますか？

- A** 要介護者の身の回りの世話等の他に、介護のために必要な物品の購入や病院の付添い等の直接介護以外の家事援助等にも利用できます。

### ■ 介護休業

要介護状態にある家族を介護する場合に、介護休業を申し出ることができます。

#### [対象者]

- ①配偶者（事実婚含む）

- ②父母
- ③子
- ④配偶者の父母
- ⑤同居している祖父母・孫・及び兄弟姉妹
- ⑥教職員又は配偶者にとって事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者（同居している者に限る。）

父母の配偶者／配偶者の父母の配偶者／子の配偶者／配偶者の子

#### [期 間]

介護を必要とする対象者の継続する状態ごとに1回、連続する93日の期間内において必要とする期間。

※以下に該当する臨時職員は介護休業をすることができません。

- ✓継続勤務期間が1年未満の者
- ✓請求の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- ✓所定勤務日数が2日以下の者

#### [手続き]

介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前までの日に、1日を単位とし、介護休業承認申請書により申し出をします。

介護を必要とする対象者の継続する状態について初めて介護休業の申請を行う場合は、2週間以上の期間について一括して請求してください。

#### Q 介護休業は時間単位でも取得できますか？

A 介護休業の単位は1日又は1時間です。1時間を単位とする介護休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて所定勤務時間から4時間を引いた時間を超えない範囲としてください。

※6時間勤務の臨時職員の方は、6時間－4時間＝2時間になりますので、時単位の介護休業を取得する場合は、1日2時間以内となります。

## ■ 経済的支援

### ■ 介護休業給付金（雇用保険から）

#### [支給対象者]

要介護状態にある対象者を介護するために介護休業をする雇用保険の被保険者で、以下の条件を満たす人に支給されます。

- ✓ 介護休業開始前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上ある人
- ✓ 介護休業開始日から起算して 1 か月ごとに区切った場合の各期間（支給単位期間）に就業日が 10 日以下であること
- ✓ 介護休業期間中の賃金が休業開始日の賃金と比べて 80% 未満に低下した人

#### [給付内容]

各支給単位期間について、原則介護休業終了後支給されます。

#### 金額

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%

※賃金月額には上限があります。

#### [支給対象期間]

支給対象となる対象者の同一要介護状態につき、1 回の介護休業期間（最長 3 か月）について支給されます。



【問合せ先】 総務課サービス・福祉係

## ふろく：2014年(平成26年)年齢早見表

2014年	平成26年	満0歳	誕生年	1964年	昭和39年	満50歳	
2013年	平成25年	満1歳		1963年	昭和38年	満51歳	
2012年	平成24年	満2歳	七五三	1962年	昭和37年	満52歳	
2011年	平成23年	満3歳		1961年	昭和36年	満53歳	
2010年	平成22年	満4歳	保育園・幼稚園 七五三	1960年	昭和35年	満54歳	
2009年	平成21年	満5歳	保育園・幼稚園	1959年	昭和34年	満55歳	
2008年	平成20年	満6歳	保育園・幼稚園 七五三	1958年	昭和33年	満56歳	
2007年	平成19年	満7歳	小学1年	1957年	昭和32年	満57歳	
2006年	平成18年	満8歳	小学2年	1956年	昭和31年	満58歳	
2005年	平成17年	満9歳	小学3年	1955年	昭和30年	満59歳	
2004年	平成16年	満10歳	小学4年	1954年	昭和29年	満60歳	男性の厄年・還暦
2003年	平成15年	満11歳	小学5年	1953年	昭和28年	満61歳	
2002年	平成14年	満12歳	小学6年	1952年	昭和27年	満62歳	
2001年	平成13年	満13歳	中学1年	1951年	昭和26年	満63歳	
2000年	平成12年	満14歳	中学2年	1950年	昭和25年	満64歳	
1999年	平成11年	満15歳	中学3年	1949年	昭和24年	満65歳	緑寿
1998年	平成10年	満16歳	高校1年	1948年	昭和23年	満66歳	
1997年	平成9年	満17歳	高校2年	1947年	昭和22年	満67歳	
1996年	平成8年	満18歳	高校3年 女性の厄年	1946年	昭和21年	満68歳	
1995年	平成7年	満19歳		1945年	昭和20年	満69歳	古希
1994年	平成6年	満20歳	成人	1944年	昭和19年	満70歳	
1993年	平成5年	満21歳		1943年	昭和18年	満71歳	
1992年	平成4年	満22歳		1942年	昭和17年	満72歳	
1991年	平成3年	満23歳		1941年	昭和16年	満73歳	
1990年	平成2年	満24歳	男性の厄年	1940年	昭和15年	満74歳	
1989年	平成元年 昭和64年	満25歳		1939年	昭和14年	満75歳	
1988年	昭和63年	満26歳		1938年	昭和13年	満76歳	喜寿
1987年	昭和62年	満27歳		1937年	昭和12年	満77歳	
1986年	昭和61年	満28歳		1936年	昭和11年	満78歳	
1985年	昭和60年	満29歳		1935年	昭和10年	満79歳	傘寿
1984年	昭和59年	満30歳		1934年	昭和9年	満80歳	
1983年	昭和58年	満31歳		1933年	昭和8年	満81歳	
1982年	昭和57年	満32歳	女性の厄年	1932年	昭和7年	満82歳	
1981年	昭和56年	満33歳		1931年	昭和6年	満83歳	
1980年	昭和55年	満34歳		1930年	昭和5年	満84歳	
1979年	昭和54年	満35歳		1929年	昭和4年	満85歳	
1978年	昭和53年	満36歳	女性の厄年	1928年	昭和3年	満86歳	
1977年	昭和52年	満37歳		1927年	昭和2年	満87歳	米寿
1976年	昭和51年	満38歳		1926年	昭和元年 大正15年	満88歳	
1975年	昭和50年	満39歳		1925年	大正14年	満89歳	卒寿
1974年	昭和49年	満40歳		1924年	大正13年	満90歳	
1973年	昭和48年	満41歳	男性の厄年	1923年	大正12年	満91歳	
1972年	昭和47年	満42歳		1922年	大正11年	満92歳	
1971年	昭和46年	満43歳		1921年	大正10年	満93歳	
1970年	昭和45年	満44歳		1920年	大正9年	満94歳	
1969年	昭和44年	満45歳		1919年	大正8年	満95歳	
1968年	昭和43年	満46歳		1918年	大正7年	満96歳	
1967年	昭和42年	満47歳		1917年	大正6年	満97歳	
1966年	昭和41年	満48歳		1916年	大正5年	満98歳	白寿
1965年	昭和40年	満49歳		1915年	大正4年	満99歳	上寿
				1914年	大正3年	満100歳	

ライフスタイルブックは、平成26年1月現在の情報です。  
詳しい内容は、所属の総務担当者または下記の係までお問い合わせください。

---

お問合せ先

---

勤務関係・その他全般……総務課総務係 7006・7007  
共済関係……………総務課服務・福祉係 7051  
育児・介護休業関係……………総務課服務・福祉係 7015  
社会保険・給与関係……………総務課人事係 7005・7011

編集／和歌山大学男女共同参画推進室(内線7006・7007)





wakayama  
univ.

表紙撮影：学生広報チーム PRism 谷口祐太（システム工学部 4 年生）